

日本機械設計技術者クラブ規約

～ J M C ～

第1章 総則

- 第 1 条 (名称) 本会は日本機械設計技術者クラブと称する。
- 第 2 条 (事務局) 本クラブの事務局は、東京都中央区日本橋小舟町15-15ルネ小舟町ビル3F
(社)日本機械設計工業会 本部事務局内に置く。
- 第 3 条 (目的) 本クラブは1級及び2級機械設計技術者の認定を受けた会員の全国組織として会員相互の親睦を図るとともに、機械設計技術者の技術向上を推進し、試験事業への支援をすることを目的とする。
- 第 4 条 (事業) 本クラブは目的の範囲内において、次の事項を行う。
定時総会、世話人会において決議された事項。
その他目的達成に必要な事項。
- 第 5 条 (支部) 本クラブは、必要に応じて支部を設けることができる。

第2章 会員

- 第 6 条 (入会) 1級及び2級機械設計技術者の認定を受けた者が所定の手続きを経て、本クラブに入会することができる。
- 第 7 条 (継続・退会) 会員が本クラブに継続して、在籍するときは、所定期間に会費を納入しなければならない。
2. 会員が次の各号の一つに該当するとき退会とする。
死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
会費を納入せず、督促後なお会費を3ヶ月以上納入しないとき。
3. 会員として不相応な行為・言動等があったときは定時総会において会員(委任状提出を含む)の3分の2以上の議決を得てこれを除名することができる。但し、この場合当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第 8 条 (権利) 本クラブの会員は、クラブ会員証を携帯し、日本機械設計技術者クラブ会報、名簿等の配布を受け、本クラブの行事に参加することができる。定時総会に出席もしくは委任状をもって議決権行使が出来る。
- 第 9 条 (賛助会員) 本クラブの主旨に賛同する個人若しくは企業・団体を代表世話人会の承認を経て賛助会員として登録する事ができる。

第3章 会費

- 第 10 条 (会費) 本クラブの会員は、年額5千円の会費を納入する。但し、入会初年度は、事業年度の途中であっても初年度会費として5千円を納入する。また、事業年度中の退会に対し会費の返却はしない。
- 第 11 条 (納期) 前条の会費は、原則、毎年4月1日から同月末日の期間に納入する。

第4章 集会

- 第 12 条 (定時総会・世話人会) 本クラブは年度始め4か月以内に定時総会を開催し、又必要に応じて世話人会を開催する。定時総会は会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)を以って成立するものとする。定時総会における事業計画及び予算の決定及び変更、事業報告及び収支決算の承認、役員を選任及び解任は会員の3分

の2以上の同意をもって行われる。

2. 世話人会は必要に応じ、書面審議により、世話人会の開催に代えることができる。

第5章 役員

第13条 (役員) 本クラブに次の役員を置く。

会 長 1名、副 会 長 1名
代表世話人 10名以内、世 話 人 50名以内
監事及び監査役 3名以内、相 談 役 若干名

代表世話人は世話人会を招集し(社)日本機械設計工業会との連絡の任に当たる。

第14条 (任期) 会長および副会長の任期は1期(2年)とし、再任を妨げない。

第6章 資産及び会計

第15条 (収支) 本クラブの運営に必要な経費は、会費収入、寄付金その他の収入を以ってこれにあてる。

第16条 (事業年度) 本クラブの事業年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第7章 規約の変更、解散など

第17条 (規約の変更) この規約は、定時総会において会員(委任状を含む)の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

第18条 (解散) 本クラブは、以下の場合に解散することができる。

会員数が1人以下になった場合。

定時総会において会員(委任状を含む)の4分の3以上の議決を得た場合。

団体の目的たる事業が不成功又は成功不能となった場合。

破産した場合

第19条 (残余財産の処分) 本クラブが解散の際に有する残余財産は、定時総会において会員(委任状を含む)4分の3以上の議決を得て、本クラブと類似する目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 補 則

第20条 (委員会) 本クラブにその目的達成に必要な事項を審議、研究、推進するために委員会を置くことができる。

委員会に委員長1人、委員若干名を置く。委員長は世話人会の承認を得て担当の世話人代表が委嘱する。

本規約は、平成11年4月より施行する。

平成15年6月29日 改定概要 会費規定

平成21年7月 3日 改定概要 監査役、相談役の設置。会長・副会長の任期
定時総会成立に係る条件及び議決条件